

第5章 推進体制と進行管理

「新たな改革プラン」に基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果がまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様に報告し、意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて、実施内容の具体化及び見直しを適宜行っていくために、次の取組を行います。

1 川崎市行財政改革委員会

学識経験者等で構成される川崎市行財政改革委員会及び市民で構成される同市民部会に、改革の進捗状況等について報告し、改革に対する意見を伺います。

2 川崎市行財政改革推進本部会議

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、行財政改革に係る推進計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

3 川崎再生ACTIONシステムの活用

全ての事務事業について、事業の必要性や有効性、効率性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム」を引き続き活用し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や職員配置計画・組織整備等に反映していきます。